

テールゲートリフター特別教育講座のカリキュラムについて

当協会のテールゲートリフター特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生特別教育規程第7条の4に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

テールゲートリフター特別教育講座

学科教育

科目	時間
テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0 時間
関係法令	0.5 時間

合計 4.0 時間

実技教育※

科目	時間
テールゲートリフターの操作の方法	2.0 時間

※事業者にて実施

令和4年4月4日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

